

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 13日

兵庫県知事 殿

提出者

住所 兵庫県神崎郡市川町西川辺527

氏名 神戸天然物化学株式会社 市川研究所
所長 藤井 淳也

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0790-26-2825

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称 神戸天然物化学株式会社 市川研究所

事業場の所在地 兵庫県神崎郡市川町西川辺527

計画期間 2022(令和4年)4月1日 ~ 2023(令和5年)3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項 **別紙1, 2のとおり**

①事業の種類

②事業の規模

③従業員数

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙1, 2のとおり

(管理体制図)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

		【目標】	別紙1, 2のとおり	
②計画	特別管理産業廃棄物の種類			
	全処理委託量		t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量		t	t
	再生利用業者への 処理委託量		t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 1 年度実績）			
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ホリ塩化ヒフェニル廃棄物を除く。)		275.03	t
	(今後実施する予定の取組) 特になく現状のままとする。			
※事務処理欄				

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度(令和 3 年度)実績量

計画：今年度(令和 4 年度)計画量

単位:トン/年

特別管理産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
7000 引火性廃油	128	123	45	45	0	0	0	0	0	0	128	123	128	123	0	0	0	0	0	0
7010 引火性廃油(有害)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7100 強酸	28	28	0	0	0	0	0	0	0	0	28	28	28	28	0	0	0	0	0	0
7110 強酸(有害)																				
7200 強アルカリ	91	86	0	0	0	0	0	0	0	0	91	86	91	86	0	0	0	0	0	0
7210 強アルカリ(有害)																				
7300 感染性廃棄物																				
7411 廃PCB等																				
7412 PCB汚染物																				
7413 PCB処理物																				
7421 廃石綿等(飛散性)																				
7422 指定下水汚泥																				
7423 鉱さい(有害)																				
7424 燃えがら(有害)																				
7425 廃油(有害)	95	95	0	0	0	0	0	0	0	0	95	95	95	95	0	0	0	0	0	0
7426 汚泥(有害)																				
7427 廃酸(有害)																				
7428 廃アルカリ(有害)																				
7429 ばいじん(有害)																				
合計	342	332	45	45	0	0	0	0	0	0	342	332	342	332	0	0	0	0	0	0

別紙2 (廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書)

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	1639 その他の有機化学工業製品製造業
②事業の規模	製造品出荷額 8億円
③従業員数	23人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<div style="text-align: center;"> $R-COOEt \longrightarrow R-COOH$ </div> <p style="text-align: center;"> R-COOEt 30kg 水 100kg メタノール 150kg 水酸化ナトリウム 10kg </p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>濃縮</p> <p>← 廃油 (回収操作)</p> <p>← 濃塩酸 30kg</p> <p>← 酢酸エチル 100kg × 2 抽出</p> <p>← 有機層</p> <p>← 水 50kg × 2 洗浄</p> <p>← 廃水 (抽出操作)</p> <p>← 廃水 (洗浄操作)</p> <p>← 濃縮</p> <p>← 廃油 (回収操作)</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>反応 50℃ 3時間 冷却 室温</p> <p>← R-COOH 20kg</p> </div> </div> <p>廃棄物処理フロー</p> <p>上記の製造フロー例に記載の回収、抽出及び洗浄操作等から出た廃水、廃油を反応で使用した薬品、溶剤などに応じて強アルカリ、引火性廃油、強酸、廃油(有害)等に分別しドラム缶に詰めたものを全て委託処理。ただし、一部は燃料へと利用している。</p> <p style="text-align: center;"> 廃水、廃油 → 各廃棄物ごとにドラム詰め → 委託処理 (焼却、埋立) </p>

2 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等，別紙を参照）

(1) 責任者および管理組織

統括管理者：市川研究所 所長

廃棄物担当：市川研究所員 2名

(2) 主な役割

- ・ 廃棄物処理に関する検討
- ・ 研究所から排出する廃棄物の管理
- ・ 廃棄物処理計画の作成
- ・ 委託処理業者の調査、選定
- ・ 委託契約の締結
- ・ 産業廃棄物および特別管理産業廃棄物管理票の交付、管理
- ・ 監督官庁への各種報告
- ・ 社員に対する教育
- ・ その他関係する事項

(3) 管理体制の強化

研究所内の各部署と協力し、廃棄物処理に対応するための組織を編成する。

(4) 教育・研修

毎月1回実施する研究所全体会議の中で発生する廃棄物の種類、発生状況、処理に関する注意事項を従業員に連絡

(5) 情報公開

積極的に公開の活動はしていないが要求があればすべての情報を開示する。

3 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 当社は基本的に顧客より開示された製造法に基づき受託合成を行っている為、製造で使用する溶剤等の抑制が困難である。 そのなかでも、溶剤や水等の使用量をできるだけ削減し、廃棄物の発生抑制に努めている。
②計画	(今後実施する予定の取組) 当社の事業形態上、排出量は受託製造内容次第となるが、そのなかでも可能な限りの排出量削減を進める。

4 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各製造操作にて発生した廃棄物は、法分類に従って分別し、処理業者へ処理委託している。
②計画	(今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) これまでも、十分に廃棄物の分別ができていると考えているため、現状のまま進める。

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 当社で一番排出量の多い引火性廃油は、一部を燃料として利用している。
②計画	(今後実施する予定の取組) 引火性廃油の燃料として利用する量をできるだけ増やす。

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 当社で発生する廃棄物の量、性状を考慮すると、委託処理を行うほうが低コストであるため、社内に処理設備を設置していない。また設置場所の確保も非常に困難な状況である。
②計画	(今後実施する予定の取組) 現状のままとする。

7 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 自らで廃棄物の埋立処分は行っていない。
②計画	(今後実施する予定の取組) 現状のままとする。

8 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)			
	廃棄物の種類	処理委託量 実績 (t)	優良認定処理業者への 処理委託量 実績 (t)	
	引火性廃油	128	128	
	強酸	28	28	
	強アルカリ	91	91	
②計画	(今後実施する予定の取組)			
	廃棄物の種類	処理委託量 目標 (t)	優良認定処理業者への 処理委託量 目標 (t)	取り組み
	引火性廃油	123	123	溶剤や水等の使用量をできるだけ削減し、廃棄物の発生抑制に努めている。また、引火性廃油はできるだけ燃料として利用する。
	強酸	28	28	
	強アルカリ	86	86	
廃油 (有害)	95	95		

管理体制図の例

